

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：福生市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.8 %
全職員	73.9 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.9 %
本庁課長相当職	100.3 %
本庁課長補佐相当職	102.8 %
本庁係長相当職	102 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.8 %
31～35年	96.2 %
26～30年	95.4 %
21～25年	97 %
16～20年	89.5 %
11～15年	96.9 %
6～10年	94 %
1～5年	99.8 %

【説明欄】

- ・扶養手当や住居手当について、世帯主となっている男性職員に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約9割、住居手当は約7割である。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員は、女性の割合が高く、女性職員全体に占める割合は約5割、男性職員全体に占める割合は約2割である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。